

令和6年度第1回 通常総会議事録

1 日 時 令和6年7月18日(木) 午後3時00分

2 場 所 沖縄県市町村自治会館2階 201～203会議室

3 出席者 別添、出席者名簿のとおり

4 役職員 高良常務理事、大城事務局長、古堅事務局次長、稲嶺事務局次長
奥原総務課長、植木企画電算課長、喜友名保険者支援課長
川満審査課長、岸本業務管理課長、翁長介護福祉課長

5 議 題
(専決報告事項)

専決報告第1号 令和5年度沖縄県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等関係業務特別会計(特定健康診査・特定保健指導等費用支払勘定)歳入歳出補正予算(第1回)について

(議決事項)

- 議案第1号 令和5年度沖縄県国民健康保険団体連合会事業実績の認定について
- 議案第2号 令和5年度沖縄県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第3号 令和5年度沖縄県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第4号 令和5年度沖縄県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第5号 令和5年度沖縄県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等関係業務特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第6号 令和5年度沖縄県国民健康保険団体連合会介護保険関係業務特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第7号 令和5年度沖縄県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第8号 令和5年度沖縄県国民健康保険団体連合会母子保健健康診査費審査支払特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第9号 令和5年度沖縄県国民健康保険団体連合会駐車場管理特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第10号 沖縄県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計経理規則の一部改正について
- 議案第11号 沖縄県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計経理規則の一部改正について
- 議案第12号 沖縄県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払規則の一部改正について

て

- 議案第 13 号 令和 6 年度沖縄県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出補正予算
(第 1 回) について
- 議案第 14 号 令和 6 年度沖縄県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計
(業務勘定) 歳入歳出補正予算 (第 1 回) について
- 議案第 15 号 令和 6 年度沖縄県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計
(公費負担医療に関する診療報酬支払勘定) 歳入歳出補正予算 (第 1 回)
について
- 議案第 16 号 令和 6 年度沖縄県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務
特別会計 (業務勘定) 歳入歳出補正予算 (第 1 回) について

司 会

ただいまより、令和6年度第1回 沖縄県国民健康保険団体連合会 通常総会を開催いたします。

会議を始めます前に、配付資料を確認します。①「令和6年度第1回通常総会議案」②「資料1 令和6年度第1回 通常総会 説明資料」③「資料2 令和5年度複式財務諸表」④「資料3 令和6年度税制改正に係る対応について」⑤「資料4 令和6年度第1回通常総会への近況報告」の5種類です。不足があればお申し出ください。

それでは、本日の出席状況について、ご報告いたします。本日の出席状況は、本人等の出席が21名、書面出席が22名でございます。

よって、国民健康保険法施行令第13条の規定により定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたしましたことをご報告申し上げます。

開会にあたり、本会理事長 石嶺 傳實 読谷村長より、ご挨拶を申し上げます。

理事長
石嶺
読谷村長

令和6年度第1回通常総会を開催するにあたり、ひと言ご挨拶を申し上げます。本日は、大変お忙しい中、本総会へご出席いただき誠にありがとうございます。また、皆様におかれましては、日頃より国民健康保険の運営にご尽力いただいておりますことに、心より感謝申し上げます。

さて、少子高齢化の進展に伴う生産年齢人口の減少や物価高騰など、わが国の社会保障の根幹を成す国民健康保険事業等を取り巻く環境は、厳しさを増しております。

加えて、本県の医療現場に目を向けますと、救急搬送の高止まり、熱中症患者が増加、またインフルエンザや新型コロナウイルス感染症も流行しており、非常にひっ迫した状況であります。

私たちは国民健康保険の保険者として、地域住民に適宜かつ適切に医療を提供しなければならない立場から、ご苦労されている医療現場の皆様に関心を寄せていく必要があると感じております。

このような中、市町村国保の財政状況を見てもみると、直近、令和4年度の速報値では、一人当たりの決算補てん等の法定外繰入が全国2番目の多さとなるなど、本県の国保財政は依然として厳しい状況が続いております。

これらのことから、現在、沖縄県と調整をしている所ではありますが、県が8月に予定している「国庫要請」と合わせて、県市長会、県町村会など関係団体と共に、保険者の代表として国保の財政支援を要請する予定でございます。どうぞ、皆様のご理解ご協力を宜しくお願いいたします。

最後に、本日の議案は、主に令和5年度事業実績報告及び歳入歳出決算でございます。去る7月5日の理事会において慎重に審議し、本総会へ提出しておりますので、ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

令和6年7月18日 沖縄県国民健康保険団体連合会理事長 石嶺 傳實

司 会

それでは、議長の選出に移らせていただきます。

議長は、国民健康保険法施行令第12条の規定により総会で選挙することになっております。どなたか立候補又は推薦する方がいらっしゃいますか。

< 東村 當山 全伸 村長 推薦の声あり >

只今、東村の 當山 全伸 村長を推薦する声がありますが、よろしいでしょうか。

< 異議なしの声 >

ありがとうございます。ご異議がございませんので、議長に東村の 當山 全伸 村長を選出したいと存じます。當山村長、よろしく願いいたします。

議 長
(東 村
當山村長)

ただいま、議長に選出されました東村の當山でございます。

本日の議案審議が、円滑に運ばれますよう皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、議事録署名人につきましては、国民健康保険団体連合会規約第18条の規定により、議長があたることになっております。

それでは、これより議事を進めてまいります。

はじめに、専決報告第1号を議題とします。事務局の説明を求めます。

大城
事務局長

事務局長の「大城 博之」です。

これからの説明では、本会の名称であります「沖縄県国民健康保険団体連合会」は省略し、数字につきましては、千の単位で説明します。

では、議案書1頁をお開きください。専決報告第1号は、特定健診等事業に関する支払勘定の補正です。第1条のとおり、予算の総額に「3,300万円」増額し、補正後の予算総額を「10億6,345万3千円」としました。補正の理由は、下にありますとおり「特定健康診査費用及び後期高齢者健診等費用」が当初見込みを上回ったための補正です。

なお、専決報告第1号は、業務執行上緊急を要しましたので、国民健康保険法第86条を準用する同法第25条第2項及び本会専決規程第4条第13号の規定に基づき、専決処分としました。以上、よろしく願いいたします。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。質問がありましたらよろしく願いします。

< 進行の声あり >

議 長

それではお諮りします。専決報告第1号を、承認することにご異議ありませんか。

< 異議なしの声 >

議 長

ご異議なしと認めます。よって、本件は承認されました。
次は、議案第1号を議題とします。事務局から説明してください。

大城
事務局長

それでは、議案第1号、事業実績の認定についてご説明します。6頁をお開きください。「I 一般状況」の1は、会員等の状況、2は、役員の状況です。

3は、事務局の機構及び職員の状況で、6課12係で職員が53名、専門員・相談員・臨時職員を合わせ147名が業務に従事しています。また、7頁をご覧ください、4から7までの各審査委員会を設置運営しています。

次に、8頁をお開きください。「II 事業実施状況」ですが、令和5年度の事業は、総会において議決された事業計画に基づき、適正な事業運営に努めました。まず、「1 本会運営に関する事業」では、法令、規約等に基づき、(1)の総会、(2)理事会、9頁の(3)の監事会を開催しました。(5)独立監査人による決算・期中監査及び(6)職員による部内監査を実施しました。

10頁をお開きください。「2 国保制度改善強化推進事業」では、国保制度の安定化を図るため、(1)の「国保制度改善強化全国大会」が令和5年11月に開催され、医療保険制度の一本化を早期に実現することなど12項目を決議し、11頁の(2)国保制度改善のための陳情活動を展開しました。

稲嶺
事務局次長

事務局次長の「稲嶺 安洋」です。次に、12頁をお開きください。「3 育成指導・事業振興に関する事業」では、国保を取り巻く情勢や実務的な情報を提供する目的で、(1)の【市町村職員等を対象とした会議や研修会】の開催から、14頁をお開きいただき、(3)の【九州及び全国会議・研修会】へ参加しました。

15頁をご覧ください。「4 保険者支援・共同事業」では、保険者の医療費適正化事業、広域的な事業及び小規模保険者等への支援事業を実施しました。(1)「国保広報共同事業」では、国保制度の趣旨を広く県民にPRするため、16頁をお開きいただき、ウの「テレビ及びラジオ等による広報活動」として、「がんじゅうタイム」を、年間をとおして放送しました。また、17頁カの「国保のしくみ等について若年層に向けた企画の実施」として、「おでかけがんじゅうタイム」を金武町立金武中学校で実施しました。

続いて、18頁をお開きください。「(2) 第三者行為求償事務処理事業」では、損害賠償求償事務を実施し、アの処理状況の表のとおり、「1億9,230万4千円」を損保会社等から収納しました。「(3) レセプト点検事務共同事業」では、レセプト点検担当者の確保が困難な保険者等から委託を受けて、19頁をご覧ください、ウの処理状況の表のとおり、再審査「1,205万6千点」を減点しました。

20頁をお開きください。次に、「5 保健事業に関する事業」では、市町村

保健事業の支援及び保健師等の資質向上を目的とした各種事業を実施しました。

(1) 【特定健診等費用決済業務等の実施】のア【費用決済状況】の表のとおり、年間「13万9千件」、「10億5,608万3千円」の費用決済を行いました。

22頁をお開きください。(6)の【沖縄県保険者協議会との連携】では、県内の医療保険者等と連携し、地域における保健事業を通して、沖縄県民の健康保持増進を図ることを目的として事業を実施しました。

古堅
事務局次長

事務局次長の「古堅 一也」です。次に、24頁をお開きください。「6 診療報酬審査事業」では、毎月約76万件のレセプトの審査を行い、診療報酬を保険医療機関等へ支払うため、効率的かつ効果的な事業運営に努めました。(1)の国保、後期及び公費負担医療に関する診療報酬審査の実施では、アの診療報酬審査委員会を開催し、①8万点以上のレセプトの重点審査、20万点以上のレセプト専門審査を実施しました。25頁の表をご覧ください。国民健康保険では、表のとおりレセプト確定件数は前年度に対し減少し、診療報酬確定額は増加しています。次に後期高齢者医療では、レセプト件数、支払確定額ともに前年度に対し増加しています。

次に、26頁をお開きください。「7 診療報酬支払等事業」では、国民皆保険制度の適正な運営を担保し県民に適切な保険給付を行うため、診療報酬等の費用決済事務を正確かつ迅速に実施しました。(3)療養費審査支払の実施では、アの柔整は、表のとおり、国保の件数及び支給確定額は前年度に対し減少しており、後期高齢者医療については、件数及び支給確定額は増加しています。

27頁のイ あはき療養費は、国保・後期高齢者医療ともに前年度に対し、件数及び支給確定額は増加しています。28頁をお開きください。(6)の出産育児一時金等の支払業務では、表のとおり前年度に対し件数は減少し、金額は増加しています。(7)の風しんの追加的対策に係る費用決済業務では、表のとおり件数、金額とも前年度に対し減少しています。(11)新型コロナウイルスワクチン接種費用決済業務では、沖縄県と集合契約を結び、27万1千件、6億6,739万3千円を適切に処理しました。

次に、29頁をご覧ください。「8 保険者事務電算共同処理事業・後期高齢者医療事務電算処理事業」では、保険者事務の合理化や経費節減を図るため、保険者に共通する事務を一元的に管理し(1)から30頁をお開きいただき、(6)までの事業を実施しました。なお、(3)のAのとおり、本会の基幹システムであります、国保総合システムの機器更改(クラウドリフト)と併せ、保険者の協力を得ながら運用試験を無事に完了し、令和6年2月より本稼働しています。

31頁をご覧ください。(7)資格喪失後受診レセプトの保険者間調整業務、いわゆる不当利得金の返還請求業務では、「1億9千188万5千円」を協会けんぽから回収しました。「9 国保保険者標準事務処理事業」では、保険者事務が効率的に実施されるようシステムの運用を支援しました。なお、(2)のウのとおり

り、令和6年3月に国保情報集約システムのクラウドリフトを完了し、本稼働しております。

次に、32頁をお開きください。「10 介護保険関係事業」では、介護給付費審査支払業務を適正に実施するとともに、保険者における介護給付適正化対策の支援に努め、介護サービス苦情処理については、公正・中立な立場で関係機関と連携・協力を図り的確に対処しました。(1) 介護給付費審査支払業務及び(2) 介護予防・日常生活支援総合事業費審査支払業務の実施では、表のとおり前年度に対し件数、支払確定額ともに増加しています。33頁をご覧ください。(8) 介護保険広報共同事業の実施では、34頁をお開きいただき、イ テレビ、ラジオを主体とした広報活動を展開しました。

35頁をご覧ください。「11 障害者総合支援関係事業」では、市町村が障害福祉サービスに係る給付を円滑に行うため、障害介護給付費及び障害児給付費の審査支払業務を迅速確実に実施しました。(1) の障害介護給付費審査支払業務及び(2) の障害児給付費審査支払業務では、表のとおり前年度に対し件数及び支払確定額ともに増加しています。

36頁をお開きください。「12 母子保健健康診査費審査支払事業」では、母性及び乳幼児の健康保持・増進を目的として市町村が実施する、母子保健事業を支援するため、母子保健健康診査費用決済事務等を(1) の表のとおり実施しました。

次に、37頁をご覧ください。「13 医療費助成事業」では、子育て支援や市町村が行う受給者への支払事務の簡素化を図るため、(1) と(2) の表のとおり『自動償還方式』又は『現物給付方式』にて支援しました。「14 県からの受託事業」では、国民健康保険事業の充実強化等を目的に(1) から(3) の事業を実施し、また、(4) 令和5年度医療施設等物価高騰対策支援事業では、ガス・燃料費等の物価高騰による影響を、価格に転嫁できない医療施設等に対し、県から委託を受け補助金を支払いました。

38頁をお開きください。「15 国への財政支援要請」の(1) では、沖縄県その他、関係団体とともに、沖縄県の国民健康保険事業に対する国への財政支援要請行動を、アの令和5年8月とイの令和5年11月の2回実施しました。

次に、39頁をご覧ください。本会の財産目録ですが、1と2は土地と建物の所有状況です。40頁をお開きください。3の預金は、一般会計のほか7つの特別会計の預金残高です。令和5年度末の決済用普通預金の残高は「1億675万円」となっています。次に4の積立金は、財政積立金のほか9件の積立金の保有状況です。令和5年度末現在の保有総額は「22億9,493万8千円」となっています。

次に、42頁をお開きください。この表は、本会が行っている事業の一覧表です。以上が、令和5年度の事業実績です。よろしくお願ひします。

稲嶺
事務局次長

議 長 事務局から説明が終わりました。質疑がありましたら、よろしくお願ひします。

< 進行の声あり >

議 長 それではお諮りいたします。議案第1号を、認定することにご異議ありませんか。

< 異議なしの声 >

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は認定されました。
次に、議案第2号から第9号までを、一括議題とします。事務局の説明を求めます。

大城 議案第2号から第9号までは、「資料1 説明資料」によりご説明します。
事務局長 それでは、表紙をおめくり頂き、目次をご覧ください。議案第2号から第9号

は、令和5年度における本会各会計の決算でございますが、その前に、一般会計のほか7つの特別会計の歳入歳出決算総括表等により全体概要をご説明します
頁をおめくりいただき、2頁の右下をご覧ください。全会計の歳入総額は、「4,654億2,904万9千円」で、歳出総額が、「4,653億2,229万8千円」となり、差引残額が、「1億675万円」となっています。

次に、3頁をお開きください。1は、診療報酬、特定健診、介護給付費及び障害介護給付費の支払勘定の再掲ですが、本会決算額の「97.51%」を占めています。2は、事業費関係の中で支払勘定要素の決算額の再掲ですが、本会決算額の「1.82%」を占めています。続いて、3は実質の事務・管理費の再掲ですが、本会決算額の「0.67%」となっています。

以上が、令和5年度 歳入歳出決算状況の全体概要です。続いて、各会計の決算状況の説明は、担当課からご説明いたします。

奥原 総務課長の「奥原 葉子」です。それでは4頁をご覧ください。ここからの決算
総務課長 の説明は、歳入歳出の主な増減を説明します。この説明資料は、議案名の右端に、括弧書きで議案書の頁番号を記載しておりますので、議案書に目を通される際にご活用ください。

まず、議案第2号 歳入4款 県支出金の減は、沖縄県から委託を受けた医療施設等物価高騰対策支援金が見込みを下回ったためです。7款 医療費助成事業受入金の減は、こども医療費助成費が見込みを下回ったためです。次に、歳出2款 総務費の不用額は、育児休業取得者に係る人件費の減及び事務経費の低減によるものです。3款 事業費の不用額は、歳入4款と同様の理由です。6款 医療費助成事業支出金の不用額は、歳入7款と同様の理由です。その結果、一般会計の決算額は、歳入が「72億5,952万6千円」で、歳出が「72億2,635万円」となり、差引残額は「3千317万5千円」で、翌年度繰越となります。

川満
審査課長

審査課長の「川満 達也」です。次に、5頁をお開きください。
議案第3号、業務勘定の歳入1款 手数料の減は、診療報酬等の手数料が見込みを下回ったためです。6款 第三者行為損害賠償求償金受入金の減は、収納額が当初見込みを下回ったためです。7款 繰入金の減は、システム機器等の入札結果により、減価償却積立引当資産からの繰入れを減額したためです。9款 諸収入の減は、保険者間調整療養費受入金が当初見込みを下回ったためです。次に、6頁をご覧ください。歳出1款 総務費の不用額は、人事異動に伴う職員の貼付け会計の変更及びシステム機器等の入札結果により低減したためです。5款 事業費の不用額は、システム導入経費の低減によるものです。7款 諸支出金の不用額は、歳入9款と同様の理由です。8款 第三者行為損害賠償求償金支出金の不用額は、歳入6款と同様の理由です。その結果、決算額は、歳入が「16億7,495万7千円」で、歳出が「16億7,164万3千円」となり、差引残額は「331万3千円」で、翌年度繰越となります。

岸本
業務管理
課長

業務管理課長の「岸本 奈々枝」です。次に、7頁をお開きください。
国保診療報酬支払勘定の決算額は、歳入が「1,197億1,939万3千円」で、歳出が「1,197億1,084万9千円」となり、差引残額は「854万4千円」で、翌年度繰越となります。
続いて、公費負担医療に関する診療報酬支払勘定の決算額は、歳入が「39億3,856万1千円」で、歳出が「39億2,962万1千円」となり、差引残額は「893万9千円」で、翌年度繰越となります。
次に、8頁をご覧ください。出産育児一時金等に関する支払勘定の決算額は、歳入歳出ともに「7億5,607万3千円」で、差引残額はありません。

川満
審査課長

次に、9頁をお開きください。議案第4号、業務勘定の歳入1款 手数料の減は、診療報酬等の手数料が見込みを下回ったためです。3款 第三者行為損害賠償求償金受入金の減は、収納額が当初見込みを下回ったためです。続いて、歳出1款 総務費の不用額は、人事異動に伴う職員の貼付け会計の変更及びシステム機器等の入札結果により低減したためです。4款 事業費の不用額は、各事業の事務経費の低減等によるものです。7款 第三者行為損害賠償求償金支出金の不用額は、歳入3款と同様の理由です。その結果、決算額は、歳入が「7億9,777万6千円」で、歳出が「7億9,728万6千円」となり、差引残額は「49万円」で、翌年度繰越となります。

岸本
業務管理
課長

次に、10頁をご覧ください。後期高齢者医療診療報酬支払勘定の決算額は、歳入歳出ともに「1,489億7,647万6千円」で、差引残額はありません。
続いて、公費負担医療に関する診療報酬支払勘定の決算額は、歳入が

「9億2,542万6千円」で、歳出が「9億2,542万5千円」となり、差引残額は「1千円」で、翌年度繰越となります。

喜友名
保険者支援
課長

保険者支援課長の「喜友名 均」です。次に、11頁をお開きください。
議案第5号、業務勘定の歳入4款 県支出金の減は、受託事業の作業工数の減によるものです。6款 繰入金の減は、事務経費の低減及びシステム導入経費の減により繰り入れを減額したためです。続いて、歳出1款 総務費の不用額は、専門員の欠員及び事務経費の低減等によるものです。その結果、決算額は、歳入が「1億3,561万8千円」で、歳出が「1億3,539万1千円」となり、差引残額は、「22万7千円」で、翌年度繰越となります。

次に、12頁をご覧ください。特定健康診査・特定保健指導等費用支払勘定の決算額は、歳入歳出ともに「10億5,608万3千円」で、差引残額はありません。

翁長
介護福祉
課長

介護福祉課長の「翁長 明広」です。次に、13頁をお開きください。議案第6号、業務勘定の歳入5款 主治医意見書料受入金の減は、取扱件数が見込みを下回ったためです。続いて、歳出1款 総務費の不用額は、事務経費等の低減によるものです。5款 主治医意見書料支出金の不用額は、歳入5款と同様の理由です。8款 諸支出金の不用額は、消費税納付金等が見込みを下回ったためです。その結果、決算額は、歳入が「4億3,903万3千円」で、歳出が「4億 278万8千円」となり、差引残額は「3,624万4千円」で、翌年度繰越となります。

次に、14頁をご覧ください。介護給付費等支払勘定の決算額は、歳入が「1,094億7,689万3千円」で、歳出が「1,094億7,681万8千円」となり、差引残額は「7万5千円」で、翌年度繰越となります。

続いて、公費負担医療に関する報酬等支払勘定の決算額は、歳入が「22億 579万3千円」で、歳出が「22億 575万5千円」となり、差引残額は、「3万8千円」で、翌年度繰越となります。

次に、15頁をお開きください。議案第7号、業務勘定の歳入1款 手数料の増は、取扱件数が当初見込みを上回ったためです。続いて、歳出1款 総務費の不用額は、事務経費等の低減によるものです。4款 諸支出金の不用額は、消費税納付金等が当初見込みを下回ったためです。その結果、決算額は、歳入が、

「1億4,590万2千円」で、歳出が「1億3,219万2千円」となり、差引残額は、「1,371万円」で、翌年度繰越となります。

続いて、障害介護給付費支払勘定の決算額は、歳入歳出ともに「667億53万9千円」で、差引残額はありません。

植木
企画電算
課長

企画電算課長の「植木 覚」です。次に、16頁をご覧ください。議案第8号、歳入1款 健康診査費受入金の減は、健診費用が当初見込みを下回ったためです。歳出1款 健康診査費支出金の不用額は、歳入1款と同様の理由です。その結果、決算額は、歳入が「12億1,252万2千円」で、歳出が「12億1,251万5千円」となり、差引残額は、「7千円」で、翌年度繰越となります。

次に、17頁をお開きください。議案第9号、歳入1款 使用料及び手数料の減は、駐車場利用者が当初見込みを下回ったためです。次に、歳出3款 諸支出金の不用額は、租税納付金及び福利厚生給付金が当初見込みを下回ったためです。その結果、決算額は、歳入が「846万9千円」で、歳出が「648万8千円」となり、差引残額は「198万1千円」で、翌年度繰越となります。以上が、令和5年度の各会計の決算です。

これらの各会計の決算監査につきましては、18頁にあります「監事による決算監査」を7月2日に実施し、19頁にあります「独立監査人による決算監査」を6月12日から17日に行い問題なく完了していることを、御報告いたします。

また、只今ご説明しました議案のうち、議案第3号から議案第7号の特別会計から発生した決算剰余金につきましては、法人税の課税対象となりますが、国税庁通知に基づく計算を行った結果、赤字判定となったため、令和6年度に繰越し、事業費又は積立金に充当する予定です。なお、令和6年度の税制改正において国保連合会の税制改正が行われます。これについては後ほどご説明いたします。

ここで、配布しています「資料2 令和5年度複式財務諸表」をご覧ください。これは、複式簿記による令和5年度決算の財務諸表で、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表となります。これらは、国からの通知に基づき作成したもので、単に現金のやり取りだけではなく、資産と現金の関係や、借方、貸方といった取引の原因と結果について記載したもので、本会の財務状況を確認できる諸表となります。これらは、参考として添付するもので、説明は省略いたします。後ほどご覧ください。以上、よろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりました。質疑がありましたら、よろしく申し上げます。

< 進行の声あり >

議 長

それではお諮りいたします。議案第2号から第9号まで、認定することにご異議ありませんか。

< 異議なしの声 >

議 長

ご異議なしと認めます。よって、ただいまの8件は認定されました。

次に、議案第10号から第12号までを、一括議題とします。事務局から説明してください。

岸本
業務管理
課長

それでは、議案書に戻ります。170頁をお開きください。議案第10号及び172頁の議案第11号の改正は、下の提案理由のとおり、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部が令和6年4月1日に施行されたことにより創設された、流行初期医療確保措置に係る業務を新たに受託するため」の改正です。

川満
審査課長

175頁をお開きください。議案第12号の改正は、下の提案理由のとおり、「国の通知に基づき、令和6年6月分（7月請求分）から指定訪問看護事業者による電子情報処理組織を用いた費用の請求が開始されることに伴う」改正です。以上、よろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりました。質疑がありましたら、よろしく申し上げます。

< 進行の声あり >

議 長

お諮りします。議案第10号から第12号まで、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

< 異議なしの声 >

議 長

ご異議なしと認めます。よって、ただいまの3件は可決されました。次に、議案第13号から第16号までを、一括議題とします。事務局の説明を求めます。

喜友名
保険者支援
課長

それでは、178頁をお開きください。議案第13号は、一般会計の補正です。第1条のとおり、予算の総額に「98万3千円」増額し、補正後の予算総額を「97億1,515万6千円」とするものです。補正の理由は、下にありますとおり、令和5年度の国保広報宣伝費のうち、健康アプリ「オーロラ」利用促進キャンペーンの剰余金を令和6年度の国保広報宣伝費に充てるための補正です。

181頁をお開きください。議案第14号は、国保の業務勘定の補正です。第1条のとおり、予算の総額に「18万8千円」増額し、補正後の予算総額を

「13億4,579万7千円」とするものです。補正の理由は、下にありますとおり、国保事業費納付金の算定に係る国庫補助金の超過交付分を返還するための補正です。

岸本
業務管理
課長

184頁をお開きください。議案第15号は、国保の公費負担医療に関する診療報酬支払勘定の補正です。第1条のとおり、予算の総額に「8千円」増額し、補正後の予算総額を「40億9,710万7千円」とするものです。補正の理由は、下にありますとおり、過誤調整により超過交付となった指定公費に係る国庫補助金を

返還するための補正です。

187頁をお開きください。議案第16号は、後期高齢者医療の業務勘定の補正です。第1条のとおり、予算の総額に「58万3千円」増額し、補正後の予算総額を「7億7,897万5千円」とするものです。補正の理由は、下にありますとおり、第三者行為求償事務に係る国庫補助金の超過交付分を返還するための補正です。以上、よろしく申し上げます。

議長

只今、事務局から説明が終わりました。質疑がありましたら、よろしく申し上げます。

< 進行の声あり >

それではお諮りいたします。議案第13号から第16号まで、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

< 異議なしの声 >

ご異議なしと認めます。よって、ただいまの4件は可決されました。

以上で、すべての審議が終了いたしました。これで、議長の任を終了させていただきます。皆様のご協力、ありがとうございました。

司会

當山村長、誠にありがとうございました。

以上で、議案審議は全て終了いたしました。事務局より「令和6年度税制改正に係る本会の対応」についての報告をいたします。

奥原
総務課長

先ほど決算報告の際にお話ししました、令和6年度の税制改正についてご説明いたします。資料3「令和6年度税制改正に係る対応について」をご覧ください。

○全国の国保連合会が厚生労働省に対し、公共性の高い事業を法人税法上の収益事業から除外する等の税制改正を要望しましたところ、一定の要件に該当するものについては、収益事業から除外されることとなりました。

○改正の内容は、「資料3 別添」として配布しておりますので、後ほど、ご確認ください。

○改正に伴い、本会の対応として「①連合会の各業務を収益事業と非収益事業に切り分けを行い別々の会計で経理する」などがあり、令和6年度予算への反映や規程等の改正が必要となります。

○厚生労働省より具体的な取扱いが示されしだい、できるだけ早い時期に臨時理事会・臨時総会を開催する予定でありますことをご報告いたします。

説明は以上です。

司 会
佐藤係長

次に、本会常務理事の高良昌英より、近況報告がございます。

高良 昌英
常務理事

高良でございます。もうしばらくお時間をいただきます。
お手元に資料4をお配りしております。まず、1 令和6年度沖縄県国保財政に関する国への財政支援要請について、理事長の開会の挨拶にもありましたとおり、令和4年度の状況では、一般会計からの決算補てん等目的の法定外繰入が約31億円あります。これは、平成20年度は120億円を超えておりました。31億円まで減ってはいはいますが、まだ厳しい状況が続いています。そして、翌年度からの繰上充用は約14億円、そして、一人当たり決算補てん等目的の法定外繰入額全国2位で8,057円となっております。これについて要請していくということで、要請時期は8月6日から7日、要請先は厚生労働大臣と内閣府沖縄担当大臣等でございますので、皆様のご協力よろしくお祈いします。

2 国保総合システム（クラウドリフト版）の最適化について、同システムは国保の基幹システムとして大変重要な役割を担っており、全国の国保連合会で稼働中でございます。しかし、高額な保守運用経費が課題となっているため、当該経費の低減を目的に次のとおりシステムの最適化を図ることとしています。①市町村事務処理標準システムとの機能重複分の廃止、②既存機能・帳票・テーブル・インターフェース等の抜本的な見直しによるクラウドネイティブ化をすすめるということでございます。令和6年度はこれらの開発費に約25億円の国庫補助が措置されたところであり、令和7年度に向けても、国の責任において必要な財政措置、これは約29億円と見込んでおりますが、これを講じるように、全国国保連合会の総意として決議し要望していくところでございます。

3 国保連合会に関する税制改正について、先ほど資料3で事務局より説明がありましたとおり、公共性の高い本会の事業を法人税法上の収益事業から除外する等の税制改正に対応するため、年内に規則の改正や補正予算を組む必要がございます。そのため、準備が整い次第、国保担当課長会議あるいは国保担当課長の各地区代表者等で構成する国保事業推進幹事会の中で丁寧に説明した後に臨時理事会、臨時総会を開催したいと考えております。例年2回の総会を今年度は3回開催するというをご承知おきくださいますようお願いいたします。以上でございます。よろしくお祈いいたします。

司 会

これをもちまして、令和6年度第1回通常総会を終了いたします。
どうもありがとうございました。

<閉 会>

沖縄県国民健康保険団体連合会規約第18条の規定により、ここに署名する。

東村長

嵩山金伸

令和6年度第1回通常総会出席者名簿

沖縄県国民健康保険団体連合会

	市町村長名	本人	書面	代理	欠席	代理人		市町村長名	本人	書面	代理	欠席	代理人
那覇市	知念 覚	○					豊見城市	徳元 次人	○				
うるま市	中村 正人			○		市民生活部参事	八重瀬町	新垣 安弘	○				
沖縄市	桑江 朝千夫	○					与那原町	照屋 勉	○				
宜野湾市	松川 正則	○					南風原町	赤嶺 正之	○				
宮古島市	座喜味 一幸	○					久米島町	桃原 秀雄	○				
石垣市	中山 義隆	○					渡嘉敷村	新里 武広	○				
浦添市	松本 哲治			○		国民健康保険課長	座間味村	宮里 哲	○				
名護市	渡具知 武豊	○					粟国村	高良 修一	○				
糸満市	當銘 真栄	○					渡名喜村	比嘉 朗	○				
国頭村	知花 靖	○					南大東村	新垣 利治	○				
大宜味村	友寄 景善	○					北大東村	鬼塚 三典	○				
東 村	當山 全伸	○					伊平屋村	名嘉 律夫	○				
今帰仁村	久田 浩也	○					伊是名村	奥間 守	○				
本部町	平良 武康	○					多良間村	伊良皆 光夫	○				
恩納村	長浜 善巳	○					竹富町	前泊 正人	○				
宜野座村	當眞 淳			○		副村長	与那国町	糸数 健一	○				
金武町	仲間 一	○					南城市	古謝 景春	○				
伊江村	名城 政英	○					医師国保	安里 哲好	○				
読谷村	石嶺 傳實	○					沖縄県	玉城 康裕	○				
嘉手納町	當山 宏	○											
北谷町	渡久地 政志	○											
北中城村	比嘉 孝則	○											
中城村	比嘉 麻乃	○											
西原町	崎原 盛秀			○		福祉部長							

9 11 4 0

8 11 0 0

会場出席者 21人

会員数 43人

本人出席	17人
書面出席	22人
代理出席	4人
出席者合計	43人
欠席	0人